令和８年１０月吉日

保護者の皆様

香川大学教育学部
学部長　　平　篤志
香川大学教育学部附属坂出小学校
校　長　　片岡　元子

学校と保護者のより良い関係構築と
「学校におけるカスタマーハラスメント防止対策」についてのお願い

清秋の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。また、日頃より本校の教育活動に対し、多大なるご理解とご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

さて、子供たちが安心して学び、豊かな学校生活を送るためには、学校と家庭、地域が相互に信頼し合い、連携・協働していくことが何よりも重要です。こうした中、労働施策総合推進法の改正に伴い、令和８年 10 月１日より、教職員の就業環境を守るための「カスタマーハラスメント防止措置」を講ずることが学校設置者にも義務付けられることとなりました。これを受け、令和８年８月に文部科学省より「学校と保護者・地域住民等のより良い関係構築のためのガイドライン」が公表されております。

本校におきましても、教職員が心身ともに健康で、情熱を持って子どもたちの指導と向き合える環境を守ることが、質の高い教育活動を維持し、ひいては子どもたちの健やかな成長につながるものと考えております。

つきましては、保護者の皆様とこれからも温かい信頼関係を築き、より良い教育環境を「共につくる」ために、以下の点についてご理解とご協力をお願い申し上げます。

1. 相談・お問合せに関する「4 つのお願い」

学校へご意見やご相談をいただく際は、お互いに尊重し合える良好なコミュニケーションのため、以下の点にご配慮をお願いいたします。

① 適切な表現・声量での会話

- 怒鳴る、威圧する、あるいは大声をあげるなどの言動はお控えいただき、落ち着いた話し合いへのご協力をお願いいたします。

② 適切な時間内でのご相談

- ご相談やご連絡は、原則として「学校の勤務時間内（午前 8 時 15 分～午後４時 45 分）」にお願いいたします。

- 過度に長時間の電話や面談はお控えくださいますようお願いいたします（丁寧な対応を心がけつつ、面談や通話時間は原則として「30 分程度」を目安とさせていただきます）。

③ 適切な要望・学校の範囲へのご理解

- 学校の指導・監督範囲や対応能力を超える要求、または合理的な理由のない要求（例：担任の不合理な交代要求、学校外での私的なトラブルや遊び方への過度な監視要求など）については、ご希望に添えない場合がございます。学校ができること・できないことへのご理解をお願いいたします。

④ インターネット・SNS 等のマナー

- 学校や特定の教職員、子どもたちを傷つけるようなインターネット・SNS 上での誹謗中傷、プライバシーに該当する情報の書き込みはお控えください。また、学校内での撮影・録音等を行うことはお控えいただきますようお願いいたします。

2. 困難な事案に対する学校の対応体制について

万が一、社会通念上許容される範囲を超えた、教職員の安全や健康を著しく脅かす言動（身体的・精神的な攻撃、執拗な繰り返し、長時間の拘束等）が発生した場合には、文部科学省で示されたガイドラインに基づき、以下のような対応をとらせていただきます。

- 複数人による対応の徹底、または必要に応じて学校管理職（校長・副校長・教頭）が引き継いで対応いたします。
- 客観的な記録を残すため、やり取りについて録音を行ったり、連絡をメール等の文書に切り替えさせていただいたりする場合がございます。
- 十分な説明を行った上で、なお繰り返しの要求が続くなど対応が困難な場合には、一定の時間の経過をもって退室を求めたり、電話を切り上げたりさせていただくことがございます。
- 特に悪質な言動や安全が脅かされる事態に対しては、学校設置者（香川大学）やスクールロイヤー（弁護士）、警察等の外部専門機関と緊密に連携して対処いたします。

3. これからも「共に育むパートナー」として

保護者の皆様から寄せられる、学校の教育活動に対する建設的なご意見、正当な苦情、または障害のあるお子様への合理的配慮に関するご相談などは、これらに一切該当するものではありません。私たちは今後も、皆様からの大切な声を真摯に受け止め、教育活動の改善や誠実な対応に努めてまいりたいと考えております。

日頃の生活の中で、些細なことでも不安や気になることがございましたら、一人で悩まず、まずは学級担任や学年主任、または学校の相談窓口（教頭等）まで遠慮なくご連絡ください。

子どもたちが毎日笑顔で登校し、充実した学校生活を送ることができるよう、これからも保護者の皆様のご理解と温かいご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。